

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急
事態措置」（令和2年5月8日）の取扱いについて

令和2年5月8日

令和2年5月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づく愛媛県の緊急事態措置が公表されました。

緊急事態措置の内容は、県ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」の「中村知事からのメッセージ」に掲載しておりますが、そのうち、スナック、バー等の遊興施設及びパチンコ店、ゲームセンター等の遊技施設を対象とした休業協力要請について、1から4の関係文書等とあわせて下記のとおりお知らせしますので、適切な運用をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

特措法の規定に基づく本県の緊急事態措置です。措置の区域、期間、対象、内容及び根拠法令等を記載しております。このうち（4）施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）が、遊興施設及び遊技施設の休業の協力を要請するものですが、欄外ただし書きにあるとおり、「遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策」を講じる店舗等については、休業の協力要請の対象ではありません。

2 別紙「遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策」

ここに掲げる1から3までの対策を講じるとともに、これらの対策を講じていることを店舗等に掲示するなどして周知した場合は、休業の協力要請の対象ではありません。

3 5月11日以降の遊興施設、遊技施設に対する休業協力要請

2の内容を分かりやすくまとめたものです。来客者はもちろん従業員等も含めて新型コロナウイルスから守るうえで重要な対策になりますので、しっかりと取り組んでいただくようお願いします。

4 「愛顔で実施中！」ポスター

2の「感染拡大防止対策」に基づいた対策を講じていることを来客者等に周知し、新型コロナウイルス対策を適切に行って営業している店舗等であることを理解していただくためのポスターです。実際に講じている内容にあわせて、適宜、文章を追加して、よく見える場所に掲示してください。2の「感染拡大防止対策」に基づいた対策を講じている店舗等に限り使用できます。

【問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間（措置実施期間中のみ）

平日 9時～17時／土日（5/9、10のみ）10時～16時